

英国の運輸事情

(2009年4月1日時点)

1. 行政機構

(1) 行政機構全体の概観

行政機構の長である首相(Prime Minister)は国王(女王)により任命されるが、慣習として、庶民院(House of Common)第1党の党首が選ばれる。

内閣(Cabinet)は、首相により指名され国王(女王)により任命される約20人の閣内大臣により構成される。この中には、貴族院・庶民院議長等、省庁を担当しない者を含んでいる。それぞれの大臣が定められた権限を持っており、それらを集約したものが内閣の決定となり、政府の最終決定となる。

2008年10月3日の内閣改造により、現在の内閣は、次の23人で構成されている(首相官邸ホームページ掲載順)。また、閣内大臣(Cabinet member)ではないものの、閣議に出席する Minister of State も 10人指名されている。

Prime Minister, First Lord of the Treasury and Minister for the Civil Service	Rt Hon Gordon Brown MP
Chancellor of the Exchequer	Rt Hon Alistair Darling MP
Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs	Rt Hon David Miliband MP
Secretary of State for Justice and Lord Chancellor	Rt Hon Jack Straw MP
Secretary of State for the Home Department	Rt Hon Jacqui Smith MP
Secretary of State for Health	Rt Hon Alan Johnson MP
Secretary of State for Business, Enterprise and Regulatory Reform	Rt Hon Lord Mandelson
Secretary of State for Environment, Food and Rural Affairs	Rt Hon Hilary Benn MP
Secretary of State for International Development	Rt Hon Douglas Alexander MP
Secretary of State for Defence	Rt Hon John Hutton MP
Leader of the House of Commons, Lord Privy Seal and Minister for Women and Equalities	Rt Hon Harriet Harman QC MP
Secretary of State for Communities and Local Government	Rt Hon Hazel Blears MP
Secretary of State for Transport	Rt Hon Geoff Hoon MP
Secretary of State for Children, Schools and Families	Rt Hon Ed Balls MP
Secretary of State for Energy and Climate Change	Rt Hon Edward Miliband MP
Secretary of State for Work and Pensions	Rt Hon James Purnell MP
Secretary of State for Northern Ireland	Rt Hon Shaun Woodward MP *
Leader of the House of Lords and Lord President of the Council	Rt Hon Baroness Royall of Blaisdon
Secretary of State for Culture, Media and Sport	Rt Hon Andy Burnham MP
Secretary of State for Innovation, Universities and Skills	Rt Hon John Denham MP
Chief Secretary to the Treasury	Rt Hon Yvette Cooper MP
Secretary of State for Wales	Rt Hon Paul Murphy MP
Secretary of State for Scotland	Rt Hon Jim Murphy MP

省庁は、内閣改造の際に再編されることがある。最近では、2008年10月のブラウン内閣改造の際に再編され、現時点では、英国には、次の25の省庁(Government Departments)が存在している。

Attorney General's Office
Office of the Advocate General for Scotland
Department for Business, Enterprise & Regulatory Reform
Cabinet Office
Department for Children, Schools and Families
Department for Communities and Local Government
Department for Culture, Media & Sport
Ministry of Defence
Department for Energy and Climate Change
Department for Environment, Food and Rural Affairs
Foreign & Commonwealth Office
Government Equalities Office
Department of Health
Home Office
Department for Innovation, Universities and Skills
Department for International Development
Ministry of Justice
Leader of the House of Commons
Northern Ireland Office
Privy Council Office
Scotland Office
Department for Transport
HM Treasury
Wales Office
Department for Work and Pensions

各省庁には、通常、閣内大臣である Secretary of State、ミドルランクの大臣である Minister of State とジュニアランクの大臣である Parliamentary Under-Secretary of State が配置される。しかしながら、閣内大臣が複数いる省庁がある一方で、閣内大臣がいない省庁が存在することもあり、様々である。

(2) 運輸関係行政機関組織図

① 担当省庁名及び所管事項

省庁名：

運輸省 (Department for Transport、略称 DfT) (<http://www.dft.gov.uk>)

戦略目標：

- 信頼性の高い効率的な運輸ネットワークの構築を通じた経済の発展と生産性の向上の維持
- 運輸の環境パフォーマンスの改善
- 運輸の安全と保安の強化
- 雇用の確保、サービス及び社会ネットワークへのアクセスの改善

所掌事務の範囲：

海運、航空、港湾、鉄道、道路、自動車(基準、登録・検査、運転免許・試験、バス・貨物免許、タクシー規制)、運輸に係る環境問題、運輸保安、事故調査

② 関係局・部レベル

運輸省には7つのエージェンシーが設置されている。これらは、組織的には内部部局と同列の扱いであるが、Chief Executive の指揮下で、自由度をもった活動している。

- Driver and Vehicle Licensing Agency (DVLA)
- Driving Standards Agency (DSA)
- Government Car and Despatch Agency (GCDA)
- Highways Agency (HA)
- Maritime and Coastguard Agency (MCA)
- Vehicle and Operator Services Agency (VOSA)
- Vehicle Certification Agency (VCA)

③ 2009年4月時点の大臣、次官、局長

運輸省サイトを参照

<http://www.dft.gov.uk/about/dftorganisationchart/orgchartoct09.pdf>

(3) 組織の沿革、最近の組織改正等

(運輸関係組織の沿革)

- 労働党が、97年5月の総選挙後に政権に就き、その直後の組閣に当たっては、副首相を環境省(DOE)・運輸省(DOT)の両省担当に兼務させるとともに、さらに運輸省については重ねて運輸大臣を任命するという変則的な構成が採られたが、その後6月に運輸省と環境省を統合し、環境・運輸・地域省(DETR)の設置が行われた。

- その後、2001年に運輸・地方局・地域省(DTLR)への組織変更を経た後、2002年5月、第2次ブレア内閣組閣の際に、DTLR から運輸関係の行政部門が分離され、運輸省(Department for Transport)が再び設置され、今日に至っている。

2. 運輸の概況

(1) 輸送実績

- 国内貨物輸送実績(2007年):2550億トン km

交通モード別比率:	自動車	68%
	鉄道	8%
	船舶	20%
	パイプライン	4%

(出典:DfT「Waterborne Freight in the UK 2007」)

- 国内旅客輸送(2007年):8170億人 km(暫定の数値)

交通モード別比率:	道路交通	91.7%
	鉄道	7.2%
	航空	1.1%

(出典:DfT「Transport Trends 2008」)

- 英国からの航空国際線旅行者(2007年):69百万人

行先別比率:	EU	79%
	北米	7%
	その他の地域	14%

モード別比率:	航空	81%
	船舶	7%
	英仏トンネル	7%

(出典:Office of National Statistics「Travel Trends 2007」, DfT「Transport Trends 2008」)

- 英国への航空国際線旅行者(2007年):33百万人

行先別比率:	EU	73%
	北米	13%
	その他の地域	14%

モード別比率:	航空	77%
	船舶	14%
	英仏トンネル	10%

(出典:Office of National Statistics「Travel Trends 2007」, DfT「Transport Trends 2008」)

(2) インフラ投資額

2008年までの10年間で約1500億ポンドを交通インフラに投資してきており、政府

は今後3年間で約400億ポンド、うち2009年130億ポンドを投資するとしている。

(3) 主な特徴

- 英国は単一の大きな島が国土の面積のほとんどを占め、内陸部にも平地が広がっている国であり、高速道路網が十分に整備されており、その国内貨物輸送の約三分の二を自動車による輸送に頼っている。
- この国の交通に関する大きな問題は、鉄道インフラの老朽化等に起因する鉄道・地下鉄の頻繁な運休及び定時性の欠如である。

(4) 全国規模の交通計画、主要な都市における都市交通計画の概要と課題

- 道路:交通量の最も多い道路520マイルを拡張・整備するために60億ポンドを配分。
- 航空:ヒースロー空港の第三番目の滑走路及び第6ターミナルの整備に90億ポンド配分。
- 鉄道:2009年3月には、5カ年で350億ポンドの予算措置を講じることを発表。120億ポンドは渋滞緩和のために費やされ、115億ポンドは既存ネットワークの換装のために、114億ポンドはメンテ及びオペレーションに費やされる。高速鉄道に関しては、ロンドンからスコットランドまでの新たな高速鉄道サービスを検討するための新たな会社「ハイスピード2」を設立することを発表。また、パンクラス駅から空港までの高速鉄道を延長するため45億ポンドを配分。
- 海運:国際港湾へのアクセス改善のために3億ポンドを配分。

(5) 主な政策課題

従来より自動車交通に関して問題とされていた首都ロンドン中心部における交通渋滞の問題については、2003年2月からのロンドン市中心区域での混雑税(5ポンド/台・日、朝7時から夕方6時半まで。)の導入により若干の緩和が図られた状況である。2005年7月、緩和効果が減少したとの見方から、混雑税が8ポンド/台・日に値上げされたが、その効果も減ってきているとの観点から更なる値上げが検討されている。

運輸省としての最近の最大の政策課題は、気候変動に対応しつつ発展することであるとしている。2050年までに1990年比で最低80%のGHGの排出を削減することを目標に掲げており、具体的な戦略づくりを進めている。交通機関の信頼性を向上し、渋滞を緩和するための巨額のインフラ投資が進められてきているが、鉄道等へのより低炭素の輸送機関へのシフトを促進するための対策も検討している。

3. 航空

(1) 概要

CAA空港統計2009によると、英国の空港の扱う旅客数は、2008年において、235百万人と、前年比1.9%減となっており、17年ぶりに現象となった。

貨物については、2008年において、2.282千トンと、前年比2%減となった。

① 輸送量(国内、国際別貨物、旅客別)(2008年)

国際旅客:189百万人、305十億 km

国内旅客:45百万人、9.5十億 km

国際貨物:2191千トン、7,735百万トン km

国内貨物:90千トン、35百万トン km

(出典:CAA統計資料)

② 主要輸送品目

2007年、重量比で、以下のとおり。

工業製品54%、燃料15%、食料品13%、生鮮品8%、金属2%、薬品2%、化学製品2%、その他2%

(出典:HM Revenue and Customs)

③ 空港(空港数)

英国には、57の空港があり、そのうち、30は主要空港で、27は小規模空港。最大の空港は、ヒースロー空港であり、ガトウィック、スタンステッド、マンチェスター、ルートン、と続く。ヒースローは、全体の旅客数の28.4%。英国の殆どの空港は民間所有であり、そのうち、ヒースロー、ガトウィック、スタンステッド、ルートンを含む7空港は、スペイン企業のフェロビアルが実質所有しているBAAによって運営されている。

(2) 事業規制等航空に関する法制度

関連する主な英国/EC法令は以下のとおり。

- Council Regulation95/93(空港スロット配分)
- Licensing of Air Carriers Regulations 1992
- Civil Aviation Act 1982
- Air Fares Regulations 1992
- Civil Aviation Authority Regulations 1991
- CAP393(航空法、危険物輸送規則、民間航空局規則等安全関係)
- Economic Regulation of Airports
- Economic Regulation of National Air Traffic Services 等。

(www.caa.co.uk参照)

(3) 政府の航空政策・最近の動向

① 政府補助

航空会社は、国費による補助は受けていないが、例外としては、スコットランド北部などの離島航空への補助。ただし、航空会社が受けている燃料税やVATの免除は、実質的な補助にあたるとの批判もある。

② 空港への投資、空港整備の計画

空港への投資は、2005－2006年において、1779百万ポンド。うち、116百万ポンドが公的投資で、662百万ポンドが民間投資。

英国の航空業は、1980年代、1990年代と、飛躍的に成長し、アメリカに次ぐ規模。2002年には、200万人の旅客が英国の空港を利用し、これが、2020年には倍増、2030年には、500百万に達すると見られている。

2000年に、政府は、これらの航空の成長見通しに対応する必要があると認識し、2003年、白書「航空輸送の将来2003」において、今後30年間を見通したフレームワークを策定した。これには、スタンステッド、ヒースロー、バーミンガムでの滑走路増設や、リバプール、ニューキャッスル等の滑走路延長も含まれている。ターミナルビルの拡大も、多くの空港で計画されている。

2009年1月、政府は、ヒースロー第3滑走路及び第6ターミナルの建設につき、認可を行った。これらは2015年から2020年に運用される見込み。

③ チャーターに関する累計、運航条件等

「運輸航空白書(2009年9月)」によると、チャーター便の旅客数は、近年減少傾向であり、2008年は、29百万人。前年比9.3%減。

2008年における方面別の旅客数は、ヨーロッパが19,572千人、他の国際が9,390千人。国内が340千人、となっている。

④ スロット配分のルール

2004年に、EECレギュレーション「Council Regulation 95/93 on slot allocation」が改正され、英国では、これに対応し、Slot Allocation Regulation 2006を導入した。

⑤ ゼネアビの取扱い(個人航空機等)

2005年、CAAは、ゼネアビに係る見直しを行い、2006年7月に、Strategic Review of General Aviationというレポートを策定した。また、ゼネアビ Awareness Council という民間団体がある。www.gaac.co.uk

2005年に、ゼネアビの経済効果は1.4十億£であり、バージン航空に匹敵する。ビジネス航空のマーケットは、大きく成長している。

ゼネアビについては、インフラ面での困難なども生じてきており、同レポートにおいては、政府との効果的な対話が必要がとの指摘もされている。

⑥ 国際航空事業における航空機燃料税

航空産業については、燃料税とVATが免除となっている。EUにおいては、課税の検討の動きもあるが、英国政府としては、白書の中で、課税は現実的ではないとの見方をしている。

(4) 航空産業の状況(主要航空企業、その動向等)

世界の貨物航空のトップ50に入るのは、BA(ブリティッシュエアウエイズ)と、VA(ヴァージンアトランティック)の2社。

- BA

世界で13番目の定期貨物キャリア(4,767トンキロ、2005年)。2006年度の貨物での売上高は、937百万ドル。BAは1999年、ヒースローにWorld Cargo Centreをオープンした。ガトウィック空港やスタンステッド空港でも貨物を扱う。

- VA

世界42位の貨物航空で、2005年には、1,157トンキロ、売り上げは、280百万ドル。売り上げのうち、40%以上はアジア太平洋地域との取引からであり、米国は16%。

旅客輸送については、現在、ヨーロッパには、49のローコストキャリアが存在している。そのうち英国には、ヨーロッパで最大の8社就航している。代表は、EasyJetと、Ryanairである。

EasyJetは、1995年に運航を開始し、今では、国内・国際を合わせて387路線となっている。2008年には、44.5百万人の旅客数、売り上げは2,362.8百万ポンドとなっている。

Ryanairは、アイルランドの航空会社であるが、1985年に運航を開始し、ヨーロッパ最大のローコストキャリアである。ヨーロッパの31カ所にベースを置き、67百万人の旅客数、830もの路線数となっている。

Bmibabyは、Bmiの子会社で、2002年に1機1路線で運航を開始。今では、14路線に拡大。8.7百万人の旅客数。

(5) 主要路線:路線図、運賃(割引料金の設定、利用状況)

<http://www.caa.co.uk/default.aspx?catid=80&pagetype=88&sqlid=3&fld=2007Annual>

(Tables 12-1 and 12-2)

(6) その他

Air Passenger Duty (APD):

航空に課される環境面での税。英国の空港から出発する旅客に課される。2009年11月に上がる予定で、2010年11月にも再度上がる予定。現在、エコノミークラスではヨーロッパ内の場合は10ポンド。遠距離では40ポンド。ビジネスクラス以上では2倍になる。

4. 鉄道

(1) 概要

総距離(National Rail) 15,814Km (うち電化5,250Km)

① 鉄道輸送量(2007年、National Rail)

旅客輸送人km 49.0十億人km

旅客輸送人 1,232百万人

貨物輸送トンkm 21.2十億トンkm

② 地下鉄輸送量(ロンドン交通局): 1.096百万人、8.4十億人km

(2) 事業規制等鉄道に関する法制度

Railway Act 2005により、組織再編が行われた。SRA(Strategic Rail Authority)を再編し、ORR(Office of Rail Regulation)とした。また、HSE(Health and Safety Executive)から、鉄道安全規制をORRに移管した。

(3) 政府の鉄道政策・最近の動向

2007年7月、政府は、Delivering a Sustainable Railway と題するレポートを出した。英国の鉄道は、この10年間で、40%も延びており、ビジネス路線においては、供給不足の状況にある。また、2009年までに、政府は、100億ポンドの投資を約束している。

(4) 鉄道産業の状況

1994年から国鉄(British Rail)の民営化が図られ、1997年に民営化移行が完了。NETWORK RAILは、線路、信号、鉄橋やトンネル、主要駅などの管理を行っている。

鉄道運行会社は、英国内に19のフランチャイズが存在。その他、ユーロスター、ヒースローエクスプレス、ヒースローコネクトなど6つの運行会社を含め、計25の旅客輸送に従事する鉄道運行会社となっている。

貨物輸送については、英国・ウェールズ・スコティッシュ鉄道(EWS)、Freightliner、DRS(Direct Rail Services)、GB Rail freight 等計8社が存在。

鉄道車両については、鉄道車両リース会社(ROSCO:Rolling Stock Companies)が保有しており、車両を運行会社にリースしている。

オペレーターと鉄道施設管理会社を完全分離したため、遅延等の責任の所在が若干不明確になっている。

(5) その他

鉄道関連の特別に設置された政府関係機関として以下のものがある。

- ・ 鉄道規制事務局(Office of the Rail Regulator)

ORRは、独立規制機関として、安全規制、経済規制を行う。英運輸省から指名された執行委員会により運営される。独立して、公平、公正に鉄道規制を行うことを目的として設立された。

- ・ 鉄道事故調査委員会(Rail Accident Investigation Branch)
鉄道事故の調査を行う。
- ・ ユーロトンネル安全委員会(Channel Tunnel Safety Authority)
ユーロトンネルの安全に係る独立委員会
- ・ 英国交通警察(British Transport Police)
鉄道、ロンドン地下鉄等のための警察組織。
- ・ 健康安全委員会(Health and Safety Commission/Executive)
健康安全関連事項に関して、政府に提言を行う。

5. 自動車

(1) 事業規制等自動車旅客・貨物輸送に関する法制度

VOSA(Vehicle and Operator Services Agency)が、2003年に設立され、これまでのVI(Vehicle Inspectorate)と、TAN(Traffic Area Network)の機能を吸収し、輸送事業のライセンス付与や、自動車の検査などを行う。

(貨物輸送事業)

貨物輸送を行う事業者は、3.5トン以上の車両を使う場合、Traffic Commissionersからのライセンスが必要。7つのトラフィックエリアという管轄区域に分割され、Traffic Commissionersが、エリア毎に、英運輸大臣に任命され、独立して職務を行う。

(旅客輸送事業)

報酬をもらってバス等で旅客を輸送する場合は、旅客サービス車両運行ライセンス(PSVOL)が必要であり、Traffic Commissionerから付与される。また、タクシー・ハイヤーのライセンス付与は、Local Authorityによってライセンス付与される。

(2) 政府の基本政策・最近の動向

政府が2008年11月に出した「Delivering A Sustainable Transport Strategy」において、2014年まで、混雑緩和や気候変動対策など、政策プライオリティを発表。

バスは、1950年代から、利用者が減少を続けてきたが、この10年、利用者が14%伸びた。

バス関連の政府支出は、2003年度から34%伸びており、2007年度において、250億ポンドとなっている。

Public Service Vehicles Accessibility Regulations 2000によると、2020年までに、すべてのバスとコーチを、障害者対応にしなければならない、としている。全ロンドンタクシーは車椅子使用となっている。

タクシーより安価なサービスとしてのいわゆるミニキャブ(Private Hire Vehicle)については、Road Safety Act 2006により、ライセンス制となった。

貨物輸送については、2008年に、英運輸省が、The Logistics Perspectiveの中で、政府と事業者が貨物輸送の効率化のためにいかに協力できるかについて、発表している。

(3) 自動車旅客・貨物輸送産業の状況(主要企業、その動向等)

バス／コーチでの旅客輸送量(2008年):496億人km

自動車による貨物輸送量(2007年):161十億トンkm、1,869百万トン

ロンドンタクシー 21600台(2007年)

ロンドン以外のタクシー 52000台(同)

ロンドンのミニキャブ 46900台(同)

ロンドン以外のミニキャブ 85700台(同)

(4) 自動車の車検・点検整備について

① 車検制度(定期的に自動車の検査を義務付ける制度)の概要

- 車検制度の有無
有る(MOT test)。英運輸省下のVOSA(Vehicle And Operator Service Agency)が制度を管轄。
- 根拠となる法令
The Road Vehicle Construction and Use Regulations 1986 and The Road Vehicle Lighting Regulations 1989 as amended 等
- 一般的な乗用車の車検期間
新車購入後から3年後。その後は毎年。
- 車検の実施主体(国、民間、専門機関等)
政府(運輸省)から認定された工場(約19,000)。
- 検査項目
ブレーキ、タイヤ、ステアリング、シートベルト、照明関係等の安全に関する機能チェック、排ガスチェック。
- 検査不合格の場合の処理
定められた基準を満たさない場合は、修理や部品交換が必要。

② 点検整備制度の概要

- 自動車の保守管理責任は誰にあるのか。また、その根拠となる法令。
その自動車の登録書に記載されている者。法令は同上。
- 点検整備の項目及び実施時期についてどのように定められているか。
特になし。
- 警察やVOSAのスタッフが車両を止めて基準適合性をチェックする権限がある。
整備不良車両に対する行政処分、罰則等としては、罰金又は懲役。

6. 海運

(1) 事業、安全・環境規制等海運に関する法制度

① 国内海運(カボタージュ規制、運航に関する安全規制(国際基準との相違等)、国内旅客船に関する運航管理規定の作成義務)

カボタージュ規制はない。安全規制については、国際条約に準じて国内法で担保(大きな相違はない)。

② 外航海運(海運同盟に係る独占禁止法適用除外規定、運航に係る安全規定(国際基準への上乘せ等)、オフショア登録制度(概要、根拠法、利用数))

独占禁止法適用除外規定に関しては欧州規則第405686号があり、英国もこれに従っている。

オフショア登録に関しては、バミューダ、バージン諸島、ケーマン諸島、マン島がトン数、長さ、船種に関わらず登録し、アングリア、フォークランド諸島、ガーンジー、ジャージー、モンセラート、セントヘレナ、トラック、カイコス諸島が150総トン以下の船舶及びプレジャー用船舶の登録を行っている。

(2) 政府の基本政策・最近の動向

① 海運補助制度

外航海運に関しては政府は原則として関与せず、市場に委ねている。

(参考: EC籍船には海運に係る国家助成ガイドライン(2004/01/21 付 EU 官報)が原則適用可。)

② 海運税制(船員税制含む)

トン数税制が2000年から導入されており、2005年からはEU船籍の船舶に限定している。なお、本トン数税は船員のトレーニングを提供することとのパッケージとなっている。

1年以上雇用されている船員は100%税金が免除される。ただし、1年の半分以上英国領(海)から出ていることが条件。

③ フラッキングアウトの現状及び政府・海運事業者の対応策

1975年から1995年までの間に英国隻船は、1164隻から251隻まで減少し、フラッキングアウトが問題視されてきた。1998年には英国籍船を増やすことを目的に33項目からなるアクションプランを打ち出し、対策を講じてきた。その結果、2008年12月の英国籍船は1546隻で、1534万総トンまで回復した。しかしながら、最近では、人種、最低賃金、トン数税制等に起因してフラッグアウトが再び生じてくることが懸念されている。

④ 貨物留保政策の有無

貨物留保政策は有していない。

- ⑤ クルーズ産業に対する政府助成(補助金、優遇税制、利子補給等)
特別な政府助成は見受けられない。

(3) 海運産業の経営状況

英国海運業は、2000年のトン数税制導入以降、成長を回復し、英国の主要産業へと
返り咲いている。GDPに対しておよそ100億ポンド貢献しており、貿易の約92%を担
っている。

純粋な英国企業は存在しておらず、P&Oネドロイドは英国及びオランダの企業であ
ったが、2005年には、オランダのマースク・シーランドに買収された。当時は世界の1
8%のシェアを獲得したが、2008年には14%に低下している。

7. 港湾整備・運送

(1) 港湾の概要

① 主要港貨物量(内・外資、輸出入別取扱量、コンテナ貨物量、主要輸送品目)

統計が取られている英国の港 142 に関して、2002 年に英国内に入ってきた港湾貨物は 320.8 百万トン、出て行った貨物は 237.5 百万トンとなっている。(出典: Maritime Statistics)

① 主要港主要施設(水深、バース数等)

不明。

② 主要港運営組織

英国における港湾については国会が個々に制定するプライベート・アクトにより、港湾整備・管理のための特別の権限を付与され、これに基づき整備・管理が行われている。一般的に、プライベート・アクトに含まれる権限は以下の通り。

- 船舶の航行可能な水域における港湾施設の設置
- 港湾施設の管理・運営
- 港湾内の海運の規制
- 施設整備のための資金借入れ
- 借入金・港湾管理のための使用料の徴収

このようにして整備された港湾については、以下の3類型に分類される。

(ア) 民営港湾(Private Ports)

英国の大きな港湾の殆どはこの分類。21 港湾は Associated British Ports(ABP) によって所有されている。政府は、財政的な関与をしておらず、完全民営。全体の 3 分の 2 の貨物を取り扱う(トン数ベース)。

- 個別法により制定された民間会社によるもの(Felixstowe、Manchester 等)
- 19 世紀に鉄道会社が保有しその後一旦国有化された後に民営化されたもの。
- 当初は地方公共団体が保有するも、その後民営化されたもの。(Boston、Bristol)
- 当初は信託港湾であったが、その後民営化されたもの(Liverpool、Forth 等)

(イ) 地方港湾(Municipal Ports)

地方自治体が保有する港湾。あまり規模の大きいものはない。全体の 10% 程度の貨物量を取り扱う(トン数ベース)。

(ウ) 信託港湾(Trust Ports)

特別法により自治体として認められた港湾。広く港湾利用者、地域のための非営利目的の港湾とされており、政府とは完全独立。全体の 25% 程度の貨物量を取り扱う(トン数ベース)。

④港湾配置図

<http://www.ports.org.uk/allareas.asp>

(2) 事業規制等港運に関する法制度

① 港運の参入規制

無規制。ローカルの規制及び安全規制のみ。

② 港運の料金規制

料金に関する政府規制、介入はない。

③ 規制主体と港湾関係者との関係

(3) 政府の基本政策・最近の動向

① 管理者、財政計画、環境整備等

殆どどの港湾が市場や民間企業によって運営されており、決定されている。

② 運営時間及び休日荷役実施の有無(休日荷役実施時の特別条件の有無)

港湾は 24 時間開港しており、8 時間勤務のシフト制によって運営されている。

③ 検量の実態(従業者、対象貨物、規制・制約の有無)

政府は特段実施していない模様である。

④ 港湾施設設備に対する事業者優遇(税制等)の実態

特段の優遇は設けていない。

⑤ 外国資本参入の実態

多くの港が外国資本からなる民営であり、政府は外国資本参入には中立的である。

⑥ 料金の現状(料金表、港湾パンフレット)

交渉によって決定され、透明性が確保されていないケースが多い。港湾によっては公表しているものもある。

⑦ 労働組合の活動概要

労働組合は「UNITE」。英国最大で、メンバーは 200 万人。最近は、ABPIに対してシフトパターンの変更、余剰人員に対する取り扱い等で対抗活動を行っている。

⑧ 客船及び貨物ターミナルの保安体制(設備設置・運営状況、補助金等)

SOLAS 条約 XI-2 章及び ISPS コードに従った保安対策を実施している。

⑨ 港湾セクターにおける課題(老朽化等)

8. 船員

(1) 船員数

総数、外航・内航別、資格(職員・船員別)、自国籍船員数、外国人船員数
英国運輸省の調査によれば、2008 年において英国籍を有する通常海上にて従事している船員数は 25200 人。内訳は以下のとおり。

- 11,400 人は、航海士(deck)又は機関士の資格を有する者(62 歳で定年と仮)
- 900 人は、資格を有さない技術関連の者
- 1,900 人は、資格を有さないホテル等の者
- 4,400 人は、甲板、機関室及び一般の者
- 4,900 人は、ケータリング又はホテル関連の者
- 1,700 人は、トレーニー。

(2) 船員教育機関、監督行政機関の組織図(既存資料でも可)

- ① 関係局・部レベル(可能であれば課レベル)まで英語または日本語で記入する。
Maritime and Coastguard Agency(海事・沿岸警備庁)
Seafarer Training and Certification Branch
- ② 海技資格試験実施機関
Scottish Qualification Authority

(3) 船員教育機関の概況

船員資格のための訓練機関として海事沿岸警備庁は19の教育機関を公表しており、その他、STCW に関連した各種訓練を提供している機関も多数存在している。

(4) 海技資格を取得するまでのキャリア(航海、機関、無線)

大学における6ヶ月間の洋上訓練。航海士は500総トン以上、機関士は750総トン以上の自航式船舶でなければならない。港湾内停泊は不可。
無線(communication)の資格は発給していない。

(5) 船員教育に関する政府の基本政策・最近の動向

政府の現在の課題は、如何にして船員を魅力ある仕事・キャリアにして、一定数の英国籍の船員及び船舶を維持するかにあり、それに対処するために、政府は以下のような施策を有する。

- トン数税制の適用を受ける船社又はグループは、船員数や保有船舶量に応じた欧州経済地域の締約国民等のトレーニーの受け入れを実施せねばならず、それを達成できない場合には Maritime Training Trust への拠出が強いられる。
- 「SMART(訓練支援制度)」に対する長期的な財政支援(補助金)(2008～2009の2年間で14百万ポンドを配分。)
- 英国国民の船員が一定のエリアよりも遠いところから帰国する際に要する航空運賃について英国航空のエコノミー運賃の20%を上限として補助(Crew Relief

Cost Scheme)。

(6)海技資格の相互承認を実施する国

- EUの全ての国を含む以下の国又は地域の資格を相互承認している。
オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、中国、クロアチア、チェコ共、デンマーク、エストニア、(フェロー諸島)、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、(香港)、ハンガリー、アイスランド、インド、イラン、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、韓国、ラトビア、リトアニア、マレーシア、マルタ、ミャンマー、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セルビア・モンテネグロ、シンガポール、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、ウクライナ、米国
- GMDSSについても相互承認する国は以下のとおり。
オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、中国、クロアチア、チェコ共、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ラトビア、リトアニア、マレーシア、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、シンガポール、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、ウクライナ
- CEPT(欧州郵便通信官庁会議)に英国は加盟

9. 造船業及び船用工業

(1) 概要

① 造船業

英国の船舶製造修理業は艦艇の供給の観点から、英国において国家戦略的に重要な産業と位置づけられている。

英国政府統計(Annual Business Inquiry, National Statistics)によれば、2007年の英国の船舶製造修理業は全体で2,4000人を雇用しており、24.79億ポンドの売り上げ(前年比27%増)、13.61億ポンドの付加価値(前年比72%増)を生み出している。

一方、欧州造船工業会資料(CESA Annual report)によれば、英国商船建造量は2008年実績で3隻800総トン(前年比1隻増、総トン比5.0%増)。これは全世界の0.01%程度。欧州造船工業会(CESA)に属する16カ国の建造シェアは2008年実績で世界の11.5%を占めるが、英国はこの中で第15位(総トン数比)となっている。受注量別では2002年実績で4隻700総トン、世界合計の0.01%に満たない。2008年末の手持工事量は9隻。また、英国における造船業全体の従業員数は2008年時点で合計約8,300人、うち商船建造が200人、艦艇建造が6100人、修理が2,000人。

以上のとおり、英国造船業は、艦艇製造及び修繕業に大きく依存している。現在、艦艇の入れ替え計画が進行していることから、関連事業者は、比較的豊富な仕事量を抱えている。

② 船用工業

英国の船用工業メーカー(艦船関係含む)の生産高は、およそ20億ポンドであり、約3分の2を輸出している。仕向け地は、極東、米国、EU域内である。主要製品は、推進システム、発電機、電気制御、航海・通信機器、甲板機器、貨物昇降装置、塗装である。多くの企業は、航空や電気産業とのシナジー効果によって、高度な製品を供給している。

また、英国ではマリンレジャーが盛んであり、400万人の需要があるとされており、近年マリポート関連産業は近年、年約5%の伸びで成長してきた。英国のマリンポートは世界でも高い評価を受けている。2007年のマリンポート関連産業の売り上げは31億ポンド。うち約35%は外国に対する売り上げ。マリンポート関連産業全体の常用雇用者数は35,200人。

(2) 造船業・船用工業に関する法制度

造船業及び船用工業を対象にした特別な法制度はない。

(3) 政府の基本政策・最近の動向

英国造船業における商船部門は縮小傾向にあり、近年、造船に特化した新しい政策や制度は提供していない。

その一方で、政府は国防の観点から防衛関連産業に対する政策を打ち出している。防衛省は2005年12月に防衛産業戦略(Defence Industrial Strategy)を発表した。ここでは、今後の空母、駆逐艦、潜水艦等の建造計画を示しつつ、戦略的観点から英国にどのような供給能力を維持する必要がある、そのためにどのように海事産業構造を再

構築すべきかを示した。その必要な供給能力としては、以下を取り上げている。

- ・ 高度な艦艇を設計、アップグレード等する海事システムのエンジニアリング
- ・ 複雑な艦艇を造り上げるための必要最低規模の造船所
- ・ 艦隊を維持するための海事サポート
- ・ 調査研究のための海事システム及び技術

また、同戦略の中では、造船業の契約における引渡し時期や価格に対する脆弱さを指摘するとともに、発注スケジュールに沿った供給体制の再構築を要請している。

10. 観光

(1) 概要

①入出国者数

- ・英国を訪問する日本人：264000人（2008年）
- ・日本を訪問する英国人：206563人（2008年）

- ・訪日外国人旅行者数国別ランキングで英国は第6位（欧州で1番）
- ・英国人の海外旅行者数は年間約6800万人（2008年）
- ・英国を訪問する外国人数は、3200万人（2008年）

②政府観光局設置状況

省庁名：

DCMS：文化・メディア・スポーツ省（Department of Culture, Media and Sport）

所掌事務：英国における観光。外客誘致・国内観光。

VisitBritain：DCMSからの補助により運営される政府観光局。2003年、英国観光庁（British Tourism Authority）と英国観光委員会（ETC）が統合され、現在に至る。

（沿革）

- ・1969年の観光法の下で、いくつかの組織再編を経て、現在 Visit Britain、Visit Scotland、北アイルランド観光理事会、ウェールズ観光理事会の4つの観光関係の理事会が設置されている。また、同法に関連して、が設置されている。
- ・観光に責任を有する省であるDCMSは、1992年に国有遺跡省から派生して設置された組織であり、博物館、美術館、図書館、スポーツ、文化、芸術、教育等の多岐に渡る分野を所管しており、観光産業の振興も所管している。同省は、英国内の観光産業の改善や外客誘致施策の実行部隊である英国観光庁（BTA）、等のスポンサーであった。このBTA及びETCについては、2003年4月に統合されて、「Visit Britain」事務局となっている。

③観光収支

英国での旅行者の支出額は、海外からの旅行者が164億ポンド、国内旅行者が670億ポンド。（2008年）

(2) 観光に関する法制度

1969年観光法。

(3) 政府の基本政策・最近の動向

2007年、DCMSは、VisitBritain等とともに、Winning A Tourism Strategy for 2012 And Beyond を発表。なお、2012年には、オリンピックがロンドンで開催される。

(4) 観光産業の状況

昨今の経済状況の悪化の中であっても、多くの英国人は、余暇を楽しむ傾向があり、むしろ、観光という側面では良い影響もあるのでは、と英国観光産業は見ている。

11. 国際協力(ODA対象国)

不適用。

12. 国際協力(ODA 供与国)

(1) ODA 実施官庁組織図

① 担当省庁名及び所管事項

担当省庁：国際開発省(DFID)。

所管事項：

貧困・飢餓の根絶、初等教育の普及、男女平等の達成、小児死亡の削減、母性保護、エイズ等疾病根絶、持続可能な環境の確保、開発に関する世界的パートナーシップの発展等

② 関係局・部レベル

www.dfid.gov.uk 参照。

(2) ODA 政策の概略

2009年2月、DFIDは白書を発表、昨今の経済状況の悪化の中で、いかに地球規模の貧困に立ち向かうかが書かれている。

2007年度、DFIDは、53億ポンドを援助に充てている。2010年度には、79億ポンドに増額の予定。

重点対象としては、南アジア、サブサハラ。2007年度、インドは2億7500万ポンドの援助を得ている。その他、エチオピアが1億4000万ポンド、スーダンが1億3500万ポンド。

目的別では、市民・社会政策27%、健康18%、経済17%、教育12%、人道11%となっている。